

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	地方税徴収関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、地方税徴収関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和6年9月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、都市計画税、国民健康保険税の収納に関する事務並びに滞納している個人及び法人に対し滞納整理事務を行う。 1. 収納 ・納税者からの納税の管理 ・納税者への還付充当 ・納税証明書の交付 2. 滞納整理 ・滞納者との納税交渉 ・督促状及び催告書の送付 ・滞納処分にかかわる調査及び照会
③システムの名称	住基・税オンラインシステム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル、滞納者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部収納課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部収納課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	表紙公表日	平成29年10月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名	収納課長 深見 光弘	収納課長	事後	
平成31年4月1日	II-1いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和3年4月1日	II-1いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	II-2いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年4月1日	I-1-②事務の概要	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II-1いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	II-2いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年4月1日	II-1いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年4月1日	II-2いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年4月1日	II-1いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年4月1日	II-2いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年9月3日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表の24の項	事後	
令和6年9月3日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	事後	